

自己点検・評価報告書

令和 7 年 9 月 18 日

一般財団法人 大学・短期大学基準協会

目 次

はじめに	1
1. 評価基準について	2
2. 評価方法について	5
3. 認証評価の実施状況について	9
4. 組織及び運営の状況について	13
(参考)	
○ 自己点検・評価委員会規程	17
○ 自己点検・評価委員会委員名簿	19

(参考資料)

1-1 【第3評価期間】大学評価基準（最終版）	
1-2 【第3評価期間】短期大学評価基準（最終版）	
1-3 内部質保証ルーブリック（大学）	
1-4 内部質保証ルーブリック（短期大学）	
1-5 令和6年度大学認証評価説明会 次第	
1-6 令和6年度短期大学認証評価AL0対象説明会 次第	
1-7 第4評価期間大学認証評価に関する説明会 次第	
1-8 第4評価期間短期大学認証評価に関するAL0対象説明会 次第	
1-9 令和6年度大学認証評価評価員研修会 次第	
1-10 令和6年度短期大学認証評価評価員研修会 次第	
1-11 「大学」よくある質問（FAQ）	
1-12 「短期大学」よくある質問（FAQ）	
1-13 大学・短期大学基準協会ウェブサイト	
1-14 大学認証評価 基準別評価票における協会及び評価校に対する意見 (令和4~6年度)	
1-15 短期大学認証評価 基準別評価票における協会及び評価校に対する意見 (平成30年度~令和6年度)	
1-16 大学認証評価 評価校アンケート結果（令和4~6年度）	
1-17 短期大学認証評価 評価校アンケート結果（平成30年度~令和6年度）	

- 1－18 大学評価基準新旧対照表（第3評価期間と第4評価期間）
- 1－19 短期大学評価基準新旧対照表（第3評価期間と第4評価期間）
- 1－20 第4評価期間大学認証評価に関する説明会資料「大学評価基準について」
- 1－21 第4評価期間短期大学認証評価に関するALO対象説明会資料「短期大学評価基準等について」

- 2－1 【第3評価期間】大学認証評価関係資料集
- 2－2 【第3評価期間】短期大学認証評価関係資料集
- 2－3 令和6年度大学認証評価 評価員マニュアル
- 2－4 令和6年度短期大学認証評価 評価員マニュアル
- 2－5 令和6年度大学認証評価 基準別評価の考え方
- 2－6 令和6年度短期大学認証評価 基準別評価の考え方
- 2－7 令和6年度大学認証評価 評価校マニュアル
- 2－8 令和6年度短期大学認証評価 評価校マニュアル
- 2－9 第4評価期間短期大学認証評価に関するALO対象説明会資料「評価校マニュアルについて」
- 2－10 令和元年度評価員研修会資料「第2評価期間の振り返りと基準別評価の考え方」
- 2－11 【第3評価期間】大学法令対応確認一覧
- 2－12 【第4評価期間】短期大学法令対応確認一覧
- 2－13 大学認証評価委員会規程
- 2－14 短期大学認証評価委員会規程

- 3－1 認証評価機関連絡協議会ウェブサイト
- 3－2 令和6年度大学認証評価を振り返って
- 3－3 令和6年度短期大学認証評価を振り返って
- 3－4 令和6年度大学認証評価 評価員候補者登録状況
- 3－5 令和6年度短期大学認証評価 評価員候補者登録状況

- 4－1 評議員一覧（令和7年6月20日現在）
- 4－2 理事・監事一覧（令和7年6月20日現在）
- 4－3 大学認証評価委員会 委員一覧（令和7年4月1日現在）
- 4－4 短期大学認証評価委員会 委員一覧（令和7年4月1日現在）
- 4－5 認証評価審査委員会 委員一覧（令和7年5月22日現在）
- 4－6 その他の委員会 委員一覧（自己点検・評価委員会を除く）
- 4－7 大学・短期大学基準協会会員規程（令和2年4月1日改正）
- 4－8 評価員の報酬支給規程（令和4年6月17日制定）

はじめに

○本協会は平成 17 年 1 月に文部科学大臣から短期大学の認証評価を実施する認証評価機関として認証され、平成 17 年度から第三者評価（認証評価）を開始し、令和 2 年 3 月には文部科学大臣から大学の認証評価を行う認証評価機関としても認証され、これに伴い令和 2 年 4 月 1 日から法人名を一般財団法人大学・短期大学基準協会に変更した。

○認証評価の目的は、大学並びに短期大学（以下「大学・短大」という。）における教育の継続的な質の保証を図り、大学・短大の主体的な改革・改善を支援して大学・短大の教育の向上・充実に資することであり、また、評価システムや評価の結果を公表することによって広く社会の理解と支援を得ることである。

○認証評価は、本協会が示す大学評価基準並びに短期大学評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき自己点検・評価報告書の作成を求め、この自己点検・評価報告書を基に、評価員がピア・レビューを開始することから始まる。

○評価は、評価基準 I～IV の 4 基準の下に、教育活動を中心として、教育研究、組織運営、施設設備、財務等の包括的な状況について行い、最終的に本協会として「適格」又は「不適格」という形で機関別評価の判定を行っている。また、その判定とは別に、基準ごとに「三つの意見」（①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項）を示し、評価校に通知するとともに公表している。

○認証評価は、部分的なものではなく評価時点における包括的な評価であり、それゆえ「適格」の判定は、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することである。

○第 1 評価期間（平成 17 年度～平成 22 年度）は 328 校、第 2 評価期間（平成 23 年度～平成 29 年度）は 290 校、第 3 評価期間（平成 30 年度～令和 6 年度）は大学 12 校、短期大学 250 校の認証評価を行った。

（令和 7 年 4 月現在 会員大学 17 校、会員短期大学 234 校）

○この間、評価基準及び評価方法等については、法令改正はもとより評価後の評価校及び評価員からの意見等を踏まえ、大学・短大関係者のみならず他機関の有識者からなる大学、短期大学それぞれの認証評価委員会（以下「各認証評価委員会」という。）において不斷に見直し、必要に応じて改定案を作成し、パブリックコメントを経た後に理事会の承認を得て改善を図っている。直近では、令和 4 年 9 月の大学並びに短期大学設置基準の改正及び令和 5 年の私立学校法改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）を受けて、各認証評価委員会において、大学認証評価要綱並びに短期大学認証評価要綱（以下「評価要綱」という。）及び評価基準の改定案を作成し、令和 5 年 12 月から 1 か月強のパブリックコメントを経て、令和 6 年 2 月に理事会で決定の後、同月末に文部科学大臣に届出を行い、改定内容等について全会員大学・短大を対象に説明会を開催しその周知に努めている。

○令和 7 年度は第 4 評価期間の初年度であり、各大学・短大は改定した評価要綱並びに評価基準に基づき、自己点検・評価を実施し、これに基づく認証評価は令和 8 年度から実施

するため、新たな認証評価の実施前に改めて本協会の主事業である評価事業についての総括を行うことにした。対象とする期間は第3評価期間、点検・評価項目は、認証評価に係る「評価基準」、「評価方法」、「認証評価の実施状況」及び「組織及び運営の状況」とし、その結果については、理事会に報告の上、内容を審議し、公表するとともに、見出した課題を中心に必要な改善を図っていく。

○自己点検・評価委員会委員は理事会で選任され、理事5名（事務局長を含む）、理事会が必要と認めた大学・短大の学長等各1名及び日本私立短期大学協会事務局長の計8名で構成している（最終ページ参照）。

○自己点検・評価に当たっては、事務局において現状等を取りまとめ、各認証評価委員会委員長の意見を踏まえて修正等したものを基に、自己点検・評価委員会において検討し、自己点検・評価報告書（案）として取りまとめたものを理事会で承認した。

○今回の自己点検・評価は、前回の自己点検・評価において明らかになった課題に対して講じた措置を検証するとともに、第3評価期間において更に改善が必要な事項についても確認した。

1. 評価基準について

（現状）

○第3評価期間の評価基準は、本協会設立以来、国際通用性の観点から参考にしてきた米国西地区学校・大学基準協会（WASC）二年制高等教育機関認定委員会（ACCJC）のアcreditation standardsの枠組みに大きな変更が無いことなどから、大学・短大共に、第2評価期間の評価基準の枠組みを基本的に維持しつつ（大学は第3評価期間の途中から評価を開始したため第2評価期間の短期大学評価基準をベースに策定した）、教育の質保証においては、学校教育法の改正に伴い、学習成果を獲得するための「三つの方針」の評価を充実させるとともに、内部質保証を重点評価項目として設定した（参考資料1-1、1-2）。また、当協会独自の取組みとして、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況（レベルI～IV）にあるか、「内部質保証ルーブリック」を用いて、評価員及び評価校それぞれが判定できるようにした（参考資料1-3、1-4）。

○なお、令和元年の学校教育法改正に伴い、令和2年度の機関別評価から、従来設けていた「条件付き適格」及び「保留」の判定を廃止し、基準ごとの評価結果（合又は否）を踏まえ、「適格」又は「不適格」のみの判定を行うことにした。

○第3評価期間の評価基準は、大学・短大の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し（基準I 建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準II 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や大学・短大組織を支える資源を把握し（基準III 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準IV 大学運営とガバナンス（短期大学は、リーダーシップとガバナンス））構成としている。この4基準の下にテーマを置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事項を区分として設定し、具体的な評価の着眼点を観点として示した。

○評価方法や評価基準等の周知については、毎年、評価校を含む全会員大学・短大向けの説明会（大学は「大学認証評価説明会」、短期大学は「ALO（認証評価連絡調整責任者）対象説明会」としてそれぞれ実施）（参考資料1-5、1-6、1-7、1-8）及び当該年度の評価を担当する大学・短大それぞれの評価員に対する研修会（評価員研修会）（参考資料1-9、1-10）を開催しその内容等について説明を行っている。特に評価校等を対象とした大学認証評価説明会、ALO 対象説明会では、開催前に事前質問を受け付け、説明会でその回答を配布・説明するとともに、ウェブサイトにFAQとして掲載するなどして周知を図っている（参考資料1-11、1-12）。また、説明会の動画や説明資料についてもウェブサイトに公開（動画については2か月間）し、未受講者や繰り返しの確認に対応できるようにしている（参考資料1-13）。説明会等終了後にはアンケート調査を実施し、その結果を評価委員会に報告し、次回の評価員研修会等に向けてマニュアル、実施方法等の改善に努めている。

○この他、評価における書面調査及び訪問調査後には評価員からの意見を、評価校からは認証評価結果の送付時に行う評価実施に関するアンケート調査により意見を聴取し、それらの意見を基に評価関係マニュアル等関係資料の改善に努めている（参考資料1-14、1-15、1-16、1-17）。

○なお、令和7年度から始まる第4評価期間で適用する認証評価要綱（評価方法）や評価基準の改定については、前記「はじめに」で記述したプロセスを経て改定の上、周知している。

【前回の自己点検・評価において認識した課題と講じた措置】

前回認識した課題	講じた措置
特に、基準I「建学の精神と教育の効果」の「観点（評価の着眼点）」について、他の基準と重複するものが見られた。 また、「学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている」のような観点について、具体的な取り組みがイメージできないものがある。	第4評価期間から適用する評価基準や観点（評価の着眼点）について、統合等の整理を行うとともに、観点で示す取り組みの具体例をALO 対象説明会で示し、併せて当協会ホームページに掲載するFAQにおいても示した。 ※参考資料1-18 大学評価基準新旧対照表 ※参考資料1-19 短期大学評価基準新旧対照表 ※参考資料1-20 第4評価期間大学認証評価に関する説明会資料 「大学評価基準について」(P12、P16～P50) ※参考資料1-21 第4評価期間短期大学認証評価に関するALO 対象説明会資料「短期大学評価基準等について」(P11～P47) ※参考資料1-11 「大学」よくある質問(FAQ) (Q5等) ※参考資料1-12 「短期大学」よくある質

	問 (FAQ) (Q5 等)
三つの方針を一貫性・整合性のあるものとして評価する必要がある。	<p>第3評価期間の途中から評価基準に新設の区分「三つの方針を一体的に策定し、公表している」を設けた。</p> <p>※参考資料1-1【第3評価期間】大学評価基準（基準I-B-3）</p> <p>※参考資料1-2【第3評価期間】短期大学評価基準（基準I-B-3）</p>
内部質保証を評価の重点項目とする必要がある。	<p>評価基準を改定し、第3評価期間から内部質保証を重点項目として設定するとともに、評価員、評価校各々が内部質保証ループリックにより確認を行うこととした。</p> <p>※参考資料1-1【第3評価期間】大学評価基準（基準IテーマC）</p> <p>※参考資料1-2【第3評価期間】短期大学評価基準（基準IテーマC）</p> <p>※参考資料1-3 内部質保証ループリック（大学）</p> <p>※参考資料1-4 内部質保証ループリック（短大）</p>
「条件付き適格」の判定結果を設けているが、条件が解消されるまでの間は、質保証の点で不明確なのではないか。	<p>評価要綱を改正し、第3評価期間から「条件付き適格」に替えて「保留」を設け、指定期日までに再評価することとしたが、令和2年4月1日施行の改正学校教育法に基づき、再度、評価要綱を改正し、判定結果を「適格」「不適格」の二つに明確化した。</p> <p>※参考資料2-1【第3評価期間】大学認証評価関係資料集の大学認証評価要綱（P4）</p> <p>※参考資料2-2【第3評価期間】短期大学認証評価関係資料集の短期大学認証評価要綱（P5）</p>

（課題）

○自己点検・評価の際の着眼点として示す「観点」について、項目が多過ぎて全ての観点を評価できないとの評価員の意見や大学・短大からも文字数制限のある自己点検・評価報告書へ全ての観点を網羅的に記載することは困難との意見が寄せられ、「観点」の扱いの再整理が必要となった。

○令和6年3月29日付け高等教育局長通知「「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」を踏まえた各認証評価機関における取組の充実等について（依頼）」で示された「教育研究活動等の状況に係る情報の公表」に係る評価への対応。

（改善（行動）計画）

○第4評価期間から、4基準の大きな括りの下で、関連ある事柄を有機的に自己点検・評価できるよう、併せて大学・短大が自らの状況や特徴を積極的に示せるよう、「観点」を評価基準から分離することで、「観点」を主体とした画一的な点検・評価ではなく、「観点」は点検・評価の際の参考情報とし、より個々の大学・短大の個性や特色を点検・評価できる仕組みとした（大学は第3評価期間から実施）（参考資料1-19）。

○第4評価期間から適用する評価基準では、基準Ⅱ「教育課程と学生支援」においてテーマ「学習成果」、基準Ⅳにおいてテーマ「情報公表」をそれぞれ新設し、学習成果の獲得状況の公表や教育情報の公表を積極的に評価することとした（参考資料1-18、1-19）。今後、一つ目の課題との兼ね合い（「観点」の簡素化）も踏まえつつ、教学マネジメント指針で例示された公表事例を「点検・評価の観点」に列挙することなど、公表する意義がある情報例やその示し方等を検討する。

2. 評価方法について

（現状）

○認証評価に当たっては、評価員には「認証評価関係資料集（認証評価要綱、認証評価実施規程、評価基準）」（参考資料2-1、2-2）、「評価員マニュアル」（参考資料2-3、2-4）、「基準別評価の考え方」（参考資料2-5、2-6）等を研修会において配布・説明を行っている。また、評価校には「認証評価関係資料」（参考資料2-1、2-2）、「評価校マニュアル」（参考資料2-7、2-8）を説明会において配布・説明を行っている。

○評価方法は第2評価期間までとほぼ同様であり、評価前年度に、評価を受ける大学・短大のALO等を対象に説明会を開催し、評価方法や評価基準等のほか留意事項等の説明を行っている。その後、評価校は、「評価校マニュアル」に従って、自己点検・評価報告書（提出資料を含む）を作成し、定められた期日（評価実施年度の6月末日）までに各評価員及び本協会に送付している。

○評価員は、送付された自己点検・評価報告書（提出資料を含む）による書面調査及び訪問調査（コロナ禍や自然災害時にはオンライン又はハイブリッドで実施）を通じて、当該大学・短大の状況を把握・分析・評価している。その評価は、評価基準に定める区分ごとに、当該大学・短大が大学・短大としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行い、さらに、区分評価を基にテーマごとの評価を4段階で行っている。

○その後、評価チームとして、各基準の合・否・保留、そして当該大学・短大の教育活動等の状況について、特に優れている点及び早急に改善を要すると思われる点、加えて教育活動等が向上・充実に向かうために必要な課題についても検討し、見解をまとめた基準別評価票を作成し、各認証評価委員会へ提出している。

○各認証評価委員会の下に、評価を受ける大学・短大数に応じて設ける分科会は、評価チーム責任者から提出された基準別評価票に基づき、評価チーム責任者と意見交換を行い、機関別評価原案を作成している。

○認証評価委員会では、分科会で作成した機関別評価原案について審議を行い、機関別評価案を作成し、理事会で審議した後、機関別評価案を当該大学・短大に内示している。

○この機関別評価案に対し、判定に係るものについては異議申立て、評価内容等に係るものについては意見申立ての機会を設けており、申立てがある場合、内示から30日以内に所定の手続きにより申立てを行うこととしている（表1、2）。

○異議申立てについては、認証評価審査委員会において審査を行い、その結果を理事会へ報告している。意見申立てについては、各認証評価委員会において審議を行い、その結果を認証評価審査委員会及び理事会へ報告している。

【表1】第3評価期間における異議申立て件数（うち申立てを認めた件数）

年 度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
大学	—	—	—	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)
短期大学	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)

【表2】第3評価期間における意見申立て件数（うち申立てを認めた件数）

年 度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
大学	—	—	—	—	0 (0)	1 (1)	1 (0)
短期大学	0 (0)	21 (17)	23 (23)	13 (12)	23 (20)	24 (23)	6 (3)

○理事会は、機関別評価案等に基づいて評価結果の決定を行っている（表3）。

【表3】第3評価期間における評価校数（うち不適格の認定を行った校数）

年 度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
大学	—	—	—	—	1 (0)	6 (0)	5 (0)
短期大学	2 (0)	28 (1)	40 (0)	49 (0)	51 (0)	44 (1)	36 (0)

○なお、評価の公正を期するため、評価を受ける大学・短大の利害関係者と認める者は、当該大学・短大の評価業務に従事させないものとしている。

○また、他の認証評価機関と自動計算機能を組み込んだ共通様式を作成する等、評価校の負担軽減に継続的に取り組んでいる。

【前回の自己点検・評価において認識した課題と講じた措置】

前回認識した課題	講じた措置
評価校が作成する自己点検・評価報告書において、記述の重複や記述漏れの観点が見られる。	第3評価期間においては、記述の重複や漏れを防止するため、テーマ、区分毎に示す観点の順に記述するよう、ALO 対象説明会等で周知、徹底した（第3評価期間に評価を開始した大学は、当初から評価基準に「観点」を含めておらず短大のみ徹底）。 第4評価期間からは、短期大学の現状や特色

	<p>ある取組み、改善・向上に向けての取組み等を積極的に記述させることとし、観点は評価基準から分離して、自己点検の際の参考に活用することとし、これらを ALO 対象説明会で周知している（大学は認証評価の当初から観点は参考とし、評価基準から独立させていた）。</p> <p>※参考資料 2-8 令和 6 年度短期大学認証評価評価校マニュアル（P15）</p> <p>※参考資料 2-9 第 4 評価期間短期大学認証評価に関する ALO 対象説明会資料「評価校マニュアルについて」（P5、P7、P17）</p>
評価員間で評価基準等の認識に差が見られる。	<p>評価員の理解を得やすいよう、評価員研修会において、評価基準の説明に加え指摘の具体例を多数掲げて解説するとともに、評価の支援資料として新たに法令対応確認一覧を作成した（短期大学は第 4 評価期間から）。</p> <p>※参考資料 2-10 令和元年度評価員研修会資料「第 2 評価機関の振り返りと基準別評価の考え方」</p> <p>※参考資料 2-11 大学法令対応確認一覧</p> <p>※参考資料 2-12 短期大学法令対応確認一覧</p>
監事の重要性に鑑み、訪問調査における面接調査において、監事の出席を求める必要。	<p>面接調査への監事の出席を評価校マニュアルに記載するとともに、ALO 対象説明会でも周知している。</p> <p>※参考資料 2-7 令和 6 年度大学認証評価評価校マニュアル（P10）</p> <p>※参考資料 2-8 令和 6 年度短期大学認証評価評価校マニュアル（P9）</p>
訪問調査において、学生の面接調査を行う必要。	<p>訪問調査において、学生のみが参加する学生インタビューの時間を設けることを評価校マニュアルに記載するとともに、ALO 対象説明会でも周知している。</p> <p>※参考資料 2-7 令和 6 年度大学認証評価評価校マニュアル（P11）</p> <p>※参考資料 2-8 令和 6 年度短期大学認証評価評価校マニュアル（P11）</p>
評価方法の検討に当たり高等学校関係者等からの意見聴取の機会を設ける必要。	<p>各認証評価委員会の特別委員に高等学校関係者を加え、評価方法（認証評価要綱）改定時に意見を聴いている。今後は高等学校関係</p>

	<p>者以外からも意見を聞く機会を設ける。</p> <p>※参考資料 2-13 大学認証評価委員会規程 (第2条第1項第4号、 第9条)</p> <p>※参考資料 2-14 短期大学認証評価委員会規程 (第2条第1項第4号、 第9条)</p>
--	---

(課題)

- 評価校が作成する自己点検・評価報告書の誤字・脱字や記述内容に統一性を欠くものが多く、組織的な点検・評価ができるいないとの指摘が評価員から多数あり、各大学・短大の自己点検・評価への組織的な対応を強く促す必要がある。
- 評価チームが書面調査や訪問調査を経て、チームの評価結果として作成する「基準別評価票」に文字数制限があり、チームとしての意見や評価校の特色が十分記載できないことから、文字数制限の緩和を求める意見が多数あった。
- コロナ禍では訪問調査をオンラインで実施したが、現地で確認する備付資料がデータ化されていない場合、確認が容易に行えないなど、備付資料の確認方法を工夫する必要が認められたが、コロナ禍に限らず、昨今は台風等による交通機関の計画運休等で移動が行えず、訪問調査を急遽オンラインに変更する事例もあるため、早急に確認手法を検討する必要がある。

(改善（行動）計画)

- 各評価校はそれぞれの規程に基づき、自己点検・評価委員会等を設け、組織的な対応を行っている旨を自己点検・評価報告書における「2. 自己点検・評価の組織と活動」の項目に記述しているが、真に実効性のある組織や活動となるよう、評価校を対象に評価前年度に開催する説明会で徹底するとともに、組織的な対応は、自己点検・評価の根幹であることから、評価員研修会においても同項目については厳格な評価を実施するよう徹底する。
- 第4評価期間から、評価員の負担軽減の一環として、「基準別評価票」の重複項目を削除するなど書式を見直すとともに、テーマや区分に応じた文字数設定や総文字数の制限緩和などの改善を図る。
- 備付資料のデータ化は、評価校の多大な負担を伴うことから、当面は一律にデータ化を求めるのではなく、資料のデータ化、OHPでの資料の投影など、各大学・短大の実情に合わせた対応を講じるよう、評価校を対象に評価前年度開催する説明会で依頼する。

3. 認証評価の実施状況について

(現状)

○認証評価のスケジュールは、評価の実施前年度の6月の次年度評価の申込受付から評価実施年度の3月下旬の機関別評価の決定・通知、評価結果の公表までの約1年10か月となっている。

【表4】 認証評価のスケジュール

認証評価実施の前年度	4月		大学・短大の自己点検・評価活動
	5月	(5月下旬～6月上旬) 次年度認証評価実施要領の通知・申込書送付	
	6月	次年度認証評価の申込受付	
	7月	(7月末) 次年度認証評価申込締切	
	8月	(8月下旬) 各大学・短大のALO等に対する研修会の実施	
	9月	(9月中旬～下旬) 次年度認証評価実施校の決定・通知／評価員の委嘱	
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
認証評価の実施年度	4月		
	5月		
	6月	自己点検・評価報告書の提出 (提出締切 6月末)	
	7月	書面調査 (7月上旬～中旬) 評価員研修会の実施	
	8月		
	9月	訪問調査	
	10月		
	11月	(11月上旬) 基準別評価票最終提出締切 (11月中旬) 分科会の開催	
	12月	(12月下旬) 機関別評価案の内示	
	1月	(1月下旬) 異議申立て意見申立て締切 (1月下旬～2月上旬) 認証評価審査委員会による審査	
	2月		
	3月	(3月下旬) 機関別評価の決定・通知、評価結果の公表	

○短期大学については、第1評価期間が年度を追うごとに評価校数が増加していたのに対して（第1評価期間の評価校数328校）、第2評価期間からは短期大学総数が減少傾向に転じたことにより全体的に縮小傾向となったが（第2評価期間の評価校数290校）、第3評価期間では減少傾向が加速し250校となった。年度評価校数のピークも83校（平成22年度）に対して、第3評価期間のピークは51校（令和4年度）と40%近い大幅な減少となっている。他方、令和2年3月末に認証評価機関の認証を受けた大学認証評価については、令和4年度から評価を開始し、微増であるものの会員校は増加しており、第3評価期間においては12校の評価を実施した（第3評価期間の評価校数は表3）。

○評価員は当該年度の評価校数に合わせて会員校の教職員を中心に委嘱しているが、短期

大学の学生数の減少に伴い全体の教職員数も減少していることから、短期大学の評価員については推薦数の減少が加速し、第3評価期間では短期大学が延べ1,080名（第2評価期間：延べ1,263名）、大学が延べ61名となっている（表5）。

【表5】第3評価期間における評価員数

年 度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
大学	—	—	—	—	5	28	28
短期大学	8	127	171	198	225	187	164

○評価員は、会員大学・短大からは入学定員に応じて評価員候補者を3年ごとに本協会へ推薦していただき登録している。その後は、毎年、評価校の状況（地域、分野等）を勘案して、登録された評価員候補者の中から評価員を委嘱している。なお、評価員候補者の推薦に当たっては、本協会からAグループ（理事長・学長等及び評価員の経験を有する幹部教職員）、Bグループ（自己点検・評価活動の経験がある幹部レベルの教員）、Cグループ（自己点検・評価活動の経験がある中堅レベルの教員）、Dグループ（自己点検・評価活動の経験がある事務部門の責任者）に分けての推薦を依頼している。

○評価チームによる書面調査及び訪問調査から始まる認証評価は、所定の手続を経て認証評価結果として決定し、評価校に通知する。認証評価結果については、機関別評価結果（判定）、機関別評価結果の事由（総評、三つの意見（①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項））で構成し、第3評価期間の認証評価の判定は表3、三つの意見の状況は表6のとおりである。

【表6】第3評価期間における「三つの意見」の状況

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特に優れた試み	大学	—	—	—	—	5	41	24
	短大	18	162	253	255	272	224	157
向上充実の課題	大学	—	—	—	—	2	16	10
	短大	4	34	70	105	147	110	86
早急改善	大学	—	—	—	—	0	4	1
	短大	3	8	9	39	45	29	27

○大学・短大の自主的な改革・改善を支援するため大学・短大が目的達成に向けていかに努力・改善を行っているなどを評価する三つの意見については、①特に優れた試みと評価できる事項としては、大学・短大の特色を活かした地域・社会貢献、外部評価を採り入れたPDCAサイクルによる自己点検・評価活動、学習成果の獲得状況を測定・評価する指標・手法の策定（アセスメント・ポリシー）、教職協働によるきめ細かな生活・就職支援についての評価が多くあった。②向上・充実のための課題としては、シラバスの記述内容の改善・充実などを求めた「教育課程」、経常収支バランスの改善等を求める「財的資源」に関することについての指摘が多くあり、特に「財的資源」に関する指摘が増加している。③早急に改善を要すると判断される事項としては、1単位当たりの授業時間の確保や人材養成の目的を学則等に定めること、入試方法の区分ごとの募集人員を学生募集要項に明記することなどを求めた「教育効果」、学生に対する懲戒の手続に関する規程の整備や教授会の役割を果たすことを求めた「学長のリーダーシップ」、理事会、評議員会への監事の出席や評議員会への法定事項の諮問、情報公表を求める「ガバナンス」についての指摘が多くあり、特に基準IV「大学・短大運営とガバナンス」に関する指摘が増加している。

○毎年度の認証評価結果については、認証評価結果報告書として取りまとめ、文部科学大臣に報告するとともに会員校、報道機関及び関係機関へ配布し、ウェブサイトなどを通じて社会にも広く公表している。また、本協会を含む認証評価機関 14 機関で組織する認証評価機関連絡協議会において、各認証評価機関の評価結果について判定の状況や特色ある取り組みを取りまとめウェブサイトで公表している（参考資料 3-1）。

○なお、評価校には、当該年度の機関別認証評価結果と併せて、今後の改善の参考として活用することを目的に、評価員が作成した基準別評価票を送付している。また、全会員校には評価結果の分析、これまでの指摘事項及びその理由や当該年度の新たな指摘事項及びその理由等を振り返りとして送付し（参考資料 3-2、3-3）、今後の自己点検・評価に当たって留意すべき事項等を周知し、大学・短大の教育の向上・充実の支援に努めている。

【前回の自己点検・評価において認識した課題と講じた措置】

前回認識した課題	講じた措置
各年度の評価校数に差があるため、評価員の確保及び評価作業に係る事務職員の確保が難しい。	評価員の委嘱期間を 3 年間として、年度間の評価校数の差に影響されないようにするとともに、協会事務局については、派遣職員の活用により不足を補っている。
評価員の確保に当たっては、評価チームの責任者となる A グループ、財務関係に精通する D グループの推薦者が少ないため、同一人に 3 年連続して評価員を委嘱するなど、当該評価員の負担が大きくなつた。	財務関係に精通する D グループの推薦者については、一定程度機械的な評価ができる仕組みを導入することで、財務に精通していないなくても、多少の財務知識や経験があれば評価員に推薦できるようにした。 一方で、評価チームの責任者である A グループについては、会員校の減少で最も影響を受けるグループ（法人の長や学長等）であることから、推薦対象を学部長、研究科長やその経験者等に拡げた。 ※参考資料 3-4 令和 6 年度大学認証評価 評価員候補者登録状況 ※参考資料 3-5 令和 6 年度短期大学認証 評価評価員候補者登録状況
評価校関係マニュアルについて、もっと簡素化できないかとの意見が寄せられている。	従来複数あった評価校向けのマニュアルを第 3 評価期間から一本化（評価校マニュアル）し、重複を解消するとともに、毎年度の評価校意見を踏まえ、評価年度の作業工程や提出資料・備付資料の一覧表等を掲載することにより分かりやすい内容に努めている。 ※参考資料 2-7 令和 6 年度大学認証評価 評価校マニュアル(P13、P18~21)

※参考資料2-8 令和6年度短期大学認証
評価評価校マニュアル
(P12、P19~22)

(課題)

○前回の自己点検・評価においても課題に挙げていた「評価チームの責任者となるAグループの推薦者が少ないため、同一人に3年連続して評価員を委嘱するなど、当該評価員の負担が大きくなつた」が改善されていない。

○評価員に就任しても学内業務が軽減されず、評価員となった場合の負担が大きいとの意見が寄せられている。

(改善（行動）計画)

○第3評価期間においては、評価チームの責任者であるAグループの推薦対象を拡げた（学部長、研究科長やその経験者等）ものの、実際には拡げた対象者の推薦は極めて少なく、対象を拡げたことの周知が十分でなかった可能性があるため、改めて対象者の拡大を周知する。

○評価員の負担軽減の一環として、「基準別評価票」の重複項目を削除するなど書式の見直しやチーム専用のオンライン会議システムの設置などを行っているが、引き続き負担軽減策を検討する。また、評価員となった者には、その功績をたたえ評価終了時に「評価員認定証」を交付し、その交付の際、学校法人の理事長・学長宛に業績評価の際に考慮するよう依頼しているが、評価員委嘱の際には学内業務の軽減を依頼していないため、当協会が会員制に基づく会員校の協力によって運営されていること、認証評価（評価校に対する改善支援）の充実・向上のためには、評価員自身の意欲や熱意が重要であること、そのためには評価員の学内業務の軽減についても考慮すべきことを委嘱依頼文書において学校法人の長や学長に依頼する。

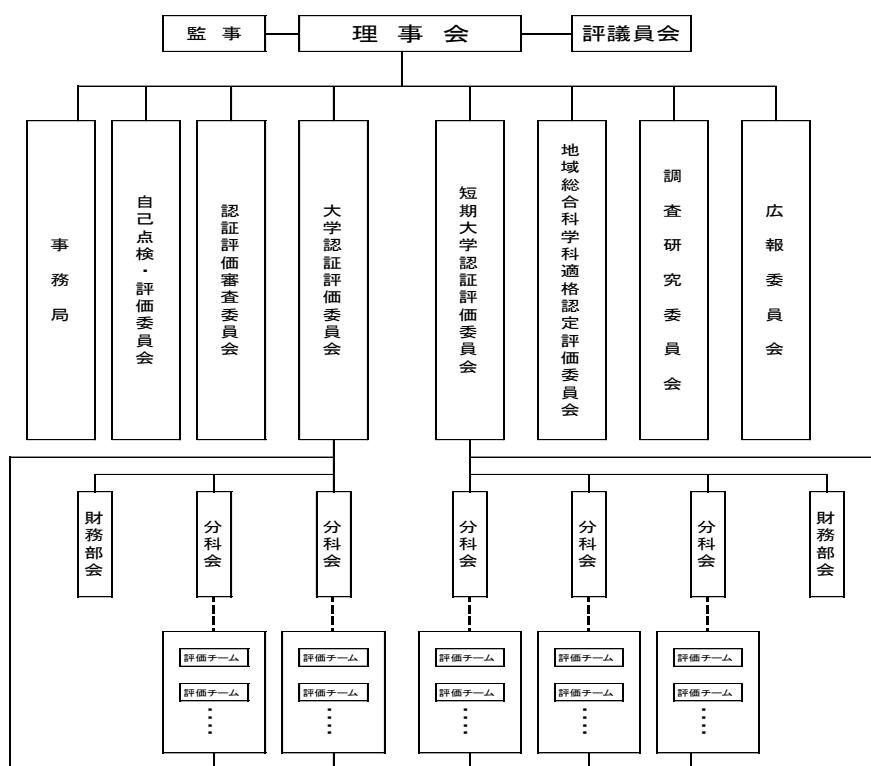
4. 組織及び運営の状況について

(現状)

○本協会は、平成 23 年 12 月 1 日の公益法人制度改革三法の施行に伴い、平成 23 年 9 月 22 日に一般財団法人への移行申請を行い、平成 24 年 3 月 21 日付で内閣総理大臣の移行認可を受け、平成 24 年 4 月 1 日をもって「一般財団法人短期大学基準協会」として発足した。その後、新たに 4 年制大学の認証評価も実施するため、令和元年 10 月に文部科学大臣へ認証申請を行い、令和 2 年 3 月 30 日付けで認証を得たことに伴い、令和 2 年 4 月 1 日に法人名称を一般財団法人大学・短期大学基準協会に変更した。

○本協会には、最高議決機関である評議員会（参考資料 4-1）、業務執行の決定機関である理事会（参考資料 4-2）を置き、理事会の下に各種委員会を設けている。

【図 1】 組織



○評議員は 10 名以上 15 名以内で構成し、定時評議員会は年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内の 6 月に開催している。

○理事は 15 名以上 20 名以内、監事は 2 名以上 3 名以内で構成し、理事のうちから理事長 1 名、副理事長 2 名を選任して、この 3 名を代表理事としている。理事会は定例会を年 5 回、必要に応じて臨時会を年 1~2 回開催しており、認証評価実施要領、認証評価基準、次年度認証評価の評価校及び実施に伴う評価員、評価校へ内示する機関別評価案、評価校からの機関別評価案に対する異議申立て等への対応、認証評価結果報告書のほか、当協会が行う重要な業務執行等について審議・決定している。

○理事会の下に置く各認証評価委員会は、20 名～25 名の委員で構成し（参考資料 4-3、4-4）、年間 11 回程度の委員会を開催して、認証評価の基本方針の策定、機関別評価結果

(案)の作成、評価結果の公表等についての審議や、認証評価要綱、評価基準や各種マニュアル等の改定に関する検討を行っている。評価に当たっては、各認証評価委員会の下に財務部会、分科会を設け、分科会の下には評価チームを置き評価校の総合的な評価を行っている。

○認証評価結果の決定の過程で、各評価校へ内示した機関別評価案に対する評価校からの判定に係る異議申立てについて審査を行い、その結果を理事会に報告する認証評価審査委員会は、5名の委員で構成し(参考資料4-5)、意見申立てに対する各認証評価委員会の対応についての確認も行っている。

○また、本協会では、大学・短大の教育活動等についての認証評価のほか、大学・短大の主体的改革・改善を支援して、教育研究水準の向上及び質的充実を図ることを目的として、各種委員会を設置している(参考資料4-6)。

調査研究委員会では、「短期大学における主体的改革・改善に資する自己点検方法に関する調査研究」の課題の下、「短期大学生調査」の開発を行い、平成30年度から本協会の事業として実施するとともに、「短期大学卒業生調査」の開発にも着手し、令和4年度から事業として実施している。また、令和6年度からは「短期大学における学習成果の獲得状況の可視化手法等に関する研究」にも着手している。

広報委員会は、本協会が行う事業活動に関する情報を会報「NEWS LETTER」として年3回発刊するとともに、評価文化の醸成及び啓発や本協会事業の透明性を高めるため、ホームページへ掲載する情報の検討や掲載内容の審査・確認を行っている。

なお、自己点検・相互評価推進委員会は、設置目的の一つであり、第三者評価の先駆けとなる「短期大学相互評価」について、認証評価機関による第三者評価の義務化と客観的な基準(評価基準)の完成により、その目的を達成したと認め、令和6年12月の理事会において、当該委員会の職務から除くことを決定し、残存する職務である地域総合科学科の適格認定評価及び達成度評価に特化した「地域総合科学科適格認定評価委員会」に衣替えした。

○本協会は会員制を探っており(参考資料4-7)、その主な収入は会員校からの会費収入と認証評価事業に係る評価料収入である。評価料収入は評価校数により増減があるが、会費収入は安定的な収入であり、法人運営の基幹的な収入である。しかし、短期大学会員校数は、第3評価期間の初年度の平成30年度は283校であったが、短期大学の閉校等により、令和6年度末には247校と36校減少している(当協会が短期大学の認証評価機関の認証を得た平成17年度の379校からは132校の減少)。他方、令和2年度から認証評価を開始した大学会員校数は、令和2年度が4校であったが、令和6年度末では16校と12校増加している(表7)。

【表7】 会員校数の推移(各年度末時点)

年 度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
大 学	—	—	4 校	8 校	9 校	12 校	16 校
短 期 大 学	283 校	276 校	269 校	262 校	256 校	252 校	247 校

○会費については、短期大学は、一校当たりの会費単価に学生一人当たりの単価を前年度の短期大学に在学する学生数に乗じた額を加算して会費年額としているが、短期大学数、学生数の減少に伴いその収入は年々減少している。また、大学は、学部数に応じた会費年

額としており、会員校数の増加に伴いその収入は年々増加している。

【前回の自己点検・評価において認識した課題と講じた措置】

前回認識した課題	講じた措置
会員校の減少による会費収入の減少に伴う事業活動への影響。	第3評価期間が始まる平成30年度の会費収入約8千万円(期首会員校:短期大学285校)に対し、第4評価期間が始まる令和7年度の会費収入は、約26百万円減の約54百万円(期首会員校:大学17校、短期大学234校)と大きく落ち込んでいる。短期大学の閉校等による減少への対応として、文部科学大臣の認証を得て、令和2年度から4年制大学の認証評価を行うこととし、4年制大学の会員校は微増ではあるが、年々増加している。なお、評価料収入も加味した上で、単年度ではなく、7年間の評価期間で収支を捉えると、直ちに事業活動に大きな影響を与えるものではないが、全体収入も縮小傾向にあることは間違いない、なお一層の経費削減努力と新たな增收方策の立案が引き続きの課題である。
当協会の委員会委員のうち、会員校所属の委員に係る出席旅費は、定額支給のため不足額は会員校負担となることから、委員への就任依頼が難しくなる。	理事会、評議員会をはじめ、全ての委員会をオンライン会議とし、委員会等に係る出席旅費の負担が生じないようにした。
評価業務の負担が増しており、対価の支給を求める声が多い。	令和4年度評価から、評価員が行う基準別評価票の作成、訪問調査、評価員研修会への出席、認証評価委員会分科会への出席(評価チーム責任者)の4業務に対して謝金を支給することとし、関係規程を制定した。 ※参考資料4-8 評価員の報酬支給規程

(課題)

○前回の自己点検・評価においても課題に挙げていた「短期大学の学生募集停止や四年制大学への転換による閉校、他認証評価機関での受審等の理由で会員校の減少による会費収入の減は、本協会の事業活動に大きな影響を与えることになる」が引き続き大きな課題として残っている。

○評価員の業務に対して対価が低過ぎるとの意見が寄せられている。

(改善(行動)計画)

○「前回の自己点検・評価において認識した課題と講じた措置」に記載したように、第3評価期間期首の短期大学会員校数と第4評価期間期首の短期大学会員校を比較すると 51

校の減少であり、会員大学の増加数 17 校を加えても全体として大きく落ち込み、この傾向は継続することが高い確率で予測される。增收やコスト削減の方策については、短期的には大学会員校の増加に向けた取組みと認証評価以外の実施事業（調査研究事業、広報事業など）の見直し、事務局経費（人件費、借料など）の見直しが検討対象であるが、現在、中央教育審議会で認証評価制度の大幅な見直しが議論されており、各評価機関の評価対象や会員の在り方にも影響する可能性があることから、中期的には現行の会員制度や評価手数料も含めた抜本的な見直しも視野に中央教育審議会の審議を注視し、機を逃すことなく検討を開始する。

○令和 4 年度に「評価員の報酬支給規程」を制定し、基準別評価票作成に係る謝金、訪問調査出席謝金、評価員研修会出席謝金等を支給している。物価高等により全体的に評価コストが上昇しており、謝金額の引き上げは評価コストの更なる上昇に繋がり、結果として評価手数料の引き上げに連動することから、会員校の合意形成に時間を要するため、まずは評価業務の軽減や学内業務の軽減依頼を進めていく。

(参考)

一般財団法人大学・短期大学基準協会　自己点検・評価委員会規程

[平成30年2月16日制定]
[令和2年4月 1日改正]
[令和2年4月23日改正]

(目的)

第1条 一般財団法人大学・短期大学基準協会定款第47条第2項の規定に基づき、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 副理事長及び理事のうちから理事会が指名した者
- (2) 事務局長
- (3) その他、理事会が必要と認めた者

2 委員は、理事長が委嘱する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任することができる。

2 欠員の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事会の議を経て理事長が任命し、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、委員会の職務を管掌する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(職務)

第5条 委員会は、本協会の「評価基準」、「評価方法」、「認証評価の実施状況」及び「組織及び運営の状況」について自己点検・評価を行う。

2 委員会は、自己点検・評価の結果を理事会に報告する。

(委員会の招集等)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、やむを得ない事由により、会議を招集できない場合は、書面その他の方法により委員の承認を得たときは、委員会の決議があったものとすることができます。

3 前項に規定する決議については、本規程第7条の規定を準用する。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(結果の取扱い)

第9条 理事会は、自己点検・評価の結果を踏まえ、必要に応じて改善を図る。

2 理事会は、自己点検・評価の結果をウェブサイト等により公表する。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局が行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月23日から施行する。

自己点検・評価委員会 委員名簿

委員長	中野 正明	京都華頂大学・華頂短期大学 学長
委 員	沖永 佳史	帝京大学・帝京大学短期大学 理事長・学長
〃	河本 雅弘	日本私立短期大学協会 事務局長
〃	小坂 慎治	一般財団法人大学・短期大学基準協会 事務局長
〃	坂根 康秀	香蘭女子短期大学 学園長・学長
〃	澤辺 桃子	函館短期大学 学長
〃	田久昌次郎	いわき短期大学 学長顧問・教授
〃	藤原 誠	独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館 館長
オブザーバー	原田 博史	岡山学院大学・岡山短期大学 学園長
オブザーバー	川並 弘純	聖徳大学・聖徳大学短期大学部 理事長・学園長・学長
オブザーバー	志賀 啓一	志學館大学・鹿児島女子短期大学 理事長